

2 第5条第1項、第5条の2及び第6条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合について準用する。

(廃業等の届出)

第11条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、登録証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 省略
(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であつた者
(3)~(5) 省略

第15条 省略

(浄化槽管理士の研修)

第15条の2 浄化槽保守点検業に従事する浄化槽管理士は、知事が指定する資質の向上のための研修を受けなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、その営業所の業務に従事する浄化槽管理士に対し、前項に規定する研修の機会を確保しなければならない。

(登録の取消し等)

第16条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 省略
(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第9号までのいずれかに該当することとなつたとき。
(3)~(5) 省略
2・3 省略

2 第5条第1項 及び第6条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合について準用する。

(廃業等の届出)

第11条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、登録証を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 省略
(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員
であつた者
(3)~(5) 省略

第15条 省略

(登録の取消し等)

第16条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 省略
(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。
(3)~(5) 省略
2・3 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table compares the revised ordinance text with the original text, highlighting changes with underlines. It includes a table of contents and Article 2 regarding definitions of terms like 'soil' and 'waste'.

(2) 土砂等の埋立て等 土砂等

による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他生活環境保全上必要な措置が図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。

(3) 省略

(事業者の責務)

第3条 省略

2 土砂等の搬出を伴う事業を行う者は、土砂等の有効な利用を図るとともに、搬出する土砂等により土砂等の埋立て等が行われる場合にあっては、当該土砂等の埋立て等を行う者により適正な土砂等の埋立て等が行われるよう努めなければならない。

3 省略

(土地所有者等の責務)

第3条の2 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われ、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに知事への通報その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7条 省略

(土砂基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等に係る水質検査等)

第7条の2 前条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者は、規則で定める日から起算して2年間、規則で定めるところにより、定期的に、当該命令に係る土砂等の埋立て等の用に供した土地の水質検査（土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査をいう。以下同じ。）を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたとときにあっては規則で定めるところにより当該土地の土壤検査（土壤の汚染状況についての検査をいう。以下同じ。）を行うことにより当該水質検査に代えることができ、又は当該水質検査を行う必要がないと知事が認めたとときにあっては当該水質検査を省略することができる。

2 前項に規定する者は、同項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

3 第1項に規定する者は、同項の規定による検査により、土壤中に土砂基準に適合しない土砂等があることを確認したとき、又は浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

第9条 省略

(周辺住民への特定事業の周知)

第9条の2 前条の許可を受けようとする者は、同条の許可の申請に先立ち、規則で定めるところにより、特定事業区域の周辺住民に対し、次条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を周知するための説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする者は、

(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料のたい積をする行為その他生活環境保全上必要な措置が図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。

(2) 省略

(事業者の責務)

第3条 省略

2 省略

第7条 省略

第9条 省略

その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、同項の説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該者は、特定事業区域の周辺住民に対し、次条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(許可申請の手続)

第10条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

2. 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

(意見の聴取)

第11条 省略

2. 知事は、第9条の許可の申請があった場合には、申請者が次条第1項第6号からチまで（同リセからタまでにあつては、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）のいずれかに該当する者であるかどうかについて、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

(許可の基準)

第12条 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例又は廃棄物処理法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条の2又は第24条の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者を含む。）

オ 第23条第1項（第3号エに係る部分を除く。）の規定によ

(許可申請の手続)

第10条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

2. 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

(市町長の意見の聴取)

第11条 省略

(許可の基準)

第12条 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

り許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（同号ウに該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ 第23条第1項（第3号エに係る部分を除く。）の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

ケ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項又は第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

コ 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項（廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

サ コに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、コの通知の日前60日

以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の同令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

シ 省略

ス 暴力団員等

セ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからスまでのいずれかに該当するもの

ソ 法人でその役員

_____又は規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

タ 個人で規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 知事は、第9条の許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 申請者が前項第6号アからチまでのいずれにも該当しないこと。

3 省略

(変更の許可等)

第14条 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項第2号、第7号及び第9号又は第2項第1号（同条第1項第2号に係るものに限る。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 省略

3 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（第1項の許可に係る変更を除く。）その他規則で定める事項の変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第9条の2、第11条第1項及び前2条の規定は第1項の許可について、第11条第2項の規定は第3項の届出があった場合について、それぞれ準用する。

(土砂等の搬入の届出)

第15条 省略

2 第9条の許可を受けた者は、非常災害のために必要な応急措置として、当該許可に係る特定事業区域に土砂等（県外土砂等（県外において採取された土砂等をいう。以下同じ。）を除く。）を搬入するときは、前項の規定にかかわらず、その搬入を開始した後、規則で定めるところにより、同項に規定する書面を添付して、遅滞なくその旨を知事に届け出ることをもって足りる。

3 第9条の許可を受けた者は、前2項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨

ア 省略

イ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は規則で定める使用人のうちにア _____ に該当する者のあるもの

ウ 個人で規則で定める使用人のうちにア _____ に該当する者のあるもの

2 知事は、第9条の許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 申請者が前項第6号アからウまでのいずれにも該当しないこと。

3 省略

(変更の許可等)

第14条 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項各号又は第2項各号

_____に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 省略

3 第9条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更 _____ をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前3条 _____ の規定は、第1項の許可について _____ 準用する。

(土砂等の搬入の届出)

第15条 省略

を知事に届け出なければならない。

(展開検査等)

第15条の2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場において、当該特定事業の用に供しようとする土砂等を展開する等して、廃棄物及び土壌の汚染のおそれのある物の混入及び吸着の有無について目視による検査を行わなければならない。

(土砂等管理台帳の作成)

第15条の3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所
- (2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の量
- (3) 前条の規定による検査の結果
- (4) 当該許可に係る特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の量及びその搬出先ごとの内訳
- (5) 当該土砂等が県外土砂等である場合は、当該県外土砂等の第15条第1項の規定により届け出た採取場所から特定事業区域までの間の搬出、運搬、保管等の状況に関する事項
- (6) その他規則で定める事項

(特定事業に使用された土砂等の量の報告)

第16条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量(当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量)を知事に報告しなければならない。

(特定事業に係る水質検査等)

第17条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業(施工期間が1年を超えるものに限る。)が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査

を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときは、規則で定めるところにより当該特定事業区域内の土壌検査

を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の全部若しくは一部を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき、又は当該土壌検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は土壌検査を省略することができる。

3 第9条の許可を受けた特定事業の全部を完了し、若しくは廃止した者又は第23条第1項の規定により当該許可を取り消された者のうち次のいずれかに該当するものは、規則で定める日から起算して2年間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときにあっては規則で定めるところにより当該特定事業区域内の土壌検査を行うことによって当

(特定事業に使用された土砂等の量の報告)

第16条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量(当該特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量)を知事に報告しなければならない。

(水質検査等)

第17条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査(土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査をいう。以下同じ。)を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときは、規則で定めるところにより当該特定事業区域内の土壌検査(土壌の汚染状況についての検査をいう。以下同じ。)を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき、又は当該土壌検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は土壌検査を省略することができる。

3 第9条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

該水質検査に代えることができ、又は当該水質検査を行う必要がないと知事が認めるときにあっては当該水質検査を省略することができる。

- (1) 当該特定事業区域に県外土砂等により土砂等の埋立て等をした者
- (2) 当該特定事業区域に係る特定事業が施工されている間に、第22条の2（第4号に係る部分に限る。）の規定による命令を受けた者
- (3) 当該特定事業区域について前2項の規定により行った水質検査又は土壌検査の結果が水質基準又は土砂基準に適合しなかった者
- (4) 当該特定事業区域について前2項の規定による検査を行わなかった者

4 第7条の2第2項及び第3項の規定は、前3項の規定による検査を行った者について準用する。

（関係書類の閲覧）

第18条 省略

2 知事は、第9条の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の全部を完了し、若しくは廃止した日、当該特定事業に係る第23条第1項の規定による当該許可の取消しのあった日又は前条第3項の規定による検査が終了した日のうち最も遅い日から5年を経過するまでの間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

（特定事業の完了等）

第20条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の全部又は一部を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2・3 省略

（許可に基づく地位の承継）

第22条 第9条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割があったときは、その特定事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る特定事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面その他規則で定める書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第11条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

（改善命令）

第22条の2 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、適正な土砂等の埋立て等の実施を確保するため、期限を定めて、特定事業の施工に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域内の土壤中に土砂基準に適合しない土砂等があることを確認したとき、又は当該許可に係る特定事業区域内の浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

（関係書類の閲覧）

第18条 省略

2 知事は、第9条の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の完了若しくは廃止の日又は当該特定事業に係る第23条第1項の規定による第9条の許可の取消しのあった日

から5年を経過するまでの間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

（特定事業の完了等）

第20条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2・3 省略

（許可に基づく地位の承継）

第22条 第9条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続若しくは合併があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 施工する特定事業が第10条第1項第2号、第3号、第7号、第8号、第9号、第11号若しくは第12号又は同条第2項第1号（同条第1項第2号、第3号、第8号及び第11号に係る部分に限る。）、第4号若しくは第5号に掲げる事項に適合していないと認めるとき。
- (2) 施工する特定事業が第12条第1項第3号又は同条第2項第3号の構造上の基準に適合していないと認めるとき。
- (3) 第13条（第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第17条第1項の規定による水質検査又は土壌検査を行っていないと認めるとき。
- (5) 第19条第1項の規定による標識を掲示せず、又は同項に規定する事項の全部若しくは一部を記載していないと認めるとき。
- (6) 第19条第2項の規定による境界を明らかにする表示を行っていないと認めるとき。

（許可の取消し等）

第23条 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1)・(2) 省略

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第12条第1項第6号イ若しくはウ（第30条、第30条の2若しくは第33条（第30条及び第30条の2の規定に係る部分に限る。）の規定若しくは廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号シ、ス若しくはチに該当するに至ったとき。

イ 第12条第1項第6号セからタまで（同号イ若しくはウ（第30条若しくは第30条の2の規定若しくは廃棄物処理法第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号シ若しくはスに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第12条第1項第6号セからタまで（同号オ又はケに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第12条第1項第6号アからウまで、オからキまで、ケからサまで又はセからタまでのいずれかに該当するに至ったとき（アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）。

(4)~(6) 省略

(6)の2 不正の手段により第22条第2項の規定による承継の届出を行ったとき。

(7) 前条又は次条第1項の規定による命令に違反したとき。

2 省略

（関係書類の保存）

第25条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第20条第1項の規定による全部の完了の届出若しくは第21条第2項の規定による廃止の届出をした日、第23条第1項の規定による許可の取消しを受けた日又は第17条第3項の規定による検査が終了した日のうち最も遅い日から5年間、第15条の3の規定により作成した土砂等管理台帳及び当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない

（許可の取消し等）

第23条 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1)・(2) 省略

(3) 第12条第1項第6号又は第2項第6号に該当するに至ったとき。

(4)~(6) 省略

(7) _____次条第1項の規定による命令に違反したとき。

2 省略

（関係書類の保存）

第25条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第20条第1項の規定による_____完了の届出若しくは第21条第2項の規定による廃止の届出をした日又は第23条第1項の規定による許可の取消しを受けた日 _____から5年間、 _____当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない

い。

(立入検査等)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に関係する者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に関する者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等に関するある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等無償で取去させることができる。

2・3 省略

(関係行政機関への照会等)

第26条の2 知事は、第11条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 省略

第30条の2 第22条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の2第1項又は第17条第1項から第3項までの規定による検査を行わなかった者

(2) 第7条の2第2項(第17条第4項において準用する場合を含む。)又は第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第15条の規定に違反して、土砂等の搬入に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3)の2 第15条の3の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同条各号に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(4)・(5) 省略

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第30条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第15条の改正規定(同条に2項を加える部分(同条第3項に係る部分を除く。))に限る。、第17条第1項の改正規定(「特定事業」の下に「(施工期間が1年を超えるものに限る。)」を加え

い。

(立入検査等)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は

当該土砂等の埋立て等の川に供するために土地を提供した者

に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者

の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等をし、若しくはした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等無償で取去させることができる。

2・3 省略

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 省略

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者

(2) 第16条又は第17条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第17条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者

(4)・(5) 省略

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

る部分に限る。)、同条第2項の改正規定、第18条第2項の改正規定(「完了」を「全部を完了し、」に、「廃止の日又は」を「廃止した日、」に改める部分に限る。)、第20条第1項の改正規定、第22条第1項の改正規定、第25条の改正規定(「第20条第1項の規定による」の下に「全部の」を加える部分に限る。)、第26条の次に1条を加える改正規定及び第31条第1号の改正規定(「届出をしないで土砂等の搬入をし」を「土砂等の搬入に係る届出をせず」に改める部分に限る。))並びに附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第9条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の2第1項の規定は、施行日以後に新条例第7条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者に係る水質検査及び土壌検査について適用する。
- 4 新条例第9条の2(新条例第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新条例第9条又は第14条第1項の規定により許可の申請を行おうとする者について適用し、施行日前に旧条例第9条又は第14条第1項の規定により許可の申請を行った者については、適用しない。
- 5 施行日以前に行われた旧条例第14条第1項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものは、当該許可の申請に係る事項が新条例第14条第1項本文に規定する事項に該当する場合には同項本文に規定する事項に係る同項の許可の申請とみなし、旧条例第14条第1項の規定による許可の申請に係る事項が新条例第14条第1項本文に規定する事項に該当しない場合には施行日に同条第3項の規定によりされた届出とみなす。
- 6 新条例第15条第3項、第15条の2及び第15条の3の規定は、施行日以後に特定事業場に搬入する土砂等に係る届出、展開検査等及び土砂等管理台帳の作成について適用する。
- 7 新条例第17条第3項の規定は、施行日以後に新条例第20条第1項の規定により特定事業の全部を完了した旨を届け出た者、新条例第21条第2項の規定により特定事業を廃止した旨を届け出た者又は新条例第23条第1項の規定により新条例第9条の許可を取り消された者に係る水質検査及び土壌検査について適用する。
- 8 新条例第22条第2項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定により地位の承継をした者に係る届出について適用し、施行日前に旧条例第22条第1項の規定により地位の承継をした者に係る届出については、なお従前の例による。
- 9 この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定にあつては、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第13号

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第19条の2第4項の条例で定める額は、次の各号に掲げる公立大学法人愛媛県立医療技術大学の役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 基準報酬年額(地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第3条の2第1項に規定する基準報酬年額をいう。以下同じ。)に6を乗じて得た額
- (2) 理事 基準報酬年額に4を乗じて得た額
- (3) 監事 基準報酬年額に2を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例

愛媛県医師確保奨学基金条例(平成18年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------------------|----------------------------|
| (基金の額) | (基金の額) |
| 第2条 基金の額は、 <u>2億円</u> とする。 | 第2条 基金の額は、 <u>1億円</u> とする。 |